

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、寄附者のお住まいの市町村に、ふるさと納税先団体（大洗町）が寄附者に代わって控除申請を行う仕組みのことです。

以下の条件に当てはまる方は、ぜひご活用ください。

### ■ 特例制度対象者（以下のどちらの条件にも該当する必要があります）

- 確定申告をする必要のない給与所得者等の方。
- 本申請をする団体数が5団体以下の方。  
(ひとつの地方団体に複数回寄附し、その都度申請を行った場合は、1団体として扱われます。)

### ■ 税額控除の内容

寄附した翌年の住民税が減額されます。

### ■ 申請方法

1. 以下の必要書類をご用意ください。②と③は下表をご参考ください。
  - ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
  - ② 個人番号が分かる書類の写し
  - ③ 身元確認ができる書類の写し（顔写真付き。顔写真がなければ2つ以上）

写しの書類はそれぞれ、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日が分かるように、明瞭に複写したものをご用意ください。住所が変更されている場合は、それが分かる書類も添付してください。

	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」のどちらもない人
個人番号確認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
身元確認の書類	個人番号カードの表のコピー	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・運転経歴証明書</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・在留カード</li><li>・特別永住者証明書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・運転経歴証明書</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・在留カード</li><li>・特別永住者証明書</li></ul>

## 2. 書類の郵送

書類は、下記の宛先まで郵送してください。期日までに届かないものは処理できませんので、ご注意ください。

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

大洗町まちづくり推進課 地域振興係

寄附を行った翌年の1月10日まで（必着）

## 3. 受付書の返送

大洗町で申請書を受け付けましたら、申請書下部の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」を返送します。申請は、これで完了です。

※ 年末等、寄附が集中する時期には、受付・返送に一ヶ月程度お時間をいただく場合がございます。

### ■ 留意事項

- 申請書は、寄附のたびに提出する必要があります。
- 住所が異なるなど、申請書内容と添付資料内容とが照合できない場合は、申請をお受けできません。
- 本申請の対象条件に合わない方は、いかなる場合でも、本特例制度が適用されません。その場合は、ご自身で確定申告をする必要があります。

### ■ 連絡事項

- 受付書は、寄附金受領証明書とは別にお送りします。また、事務処理の都合上、返送するまでにお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。
- 本申請後に申請書の記載内容に変更があった場合、寄附を行った翌年の1月10日までに、「申請事項変更届出書」を大洗町に提出して下さい。住所や苗字の変更が対象となります。その際かならず、新しい身元確認書類と個人番号書類を添えてご提出ください。
- すでにご自身で申請書を提出している場合は、改めて申請書を提出する必要はありません。
- 本申請を取り消したい場合、取り消しのご連絡は必要ございません。本申請をしても、確定申告をすれば確定申告が優先されます。